

帯広市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第3号

帯広市個人情報保護条例の一部を改正する条例

帯広市個人情報保護条例（平成7年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第37条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

第48条第1項第1号中「第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する」を「第52条各号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。